

各市町立小中義務教育学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

**令和元年度住民税特別徴収税額通知書（本人交付用）に係る
別紙の提出期限について（通知）**

令和元年5月31日付け教職第170号の通知について、通知文中の教育事務所の定める提出期限は下記のとおりです。

記

提出書類	提出事由	提出期限	提出先
別紙1	一人に2枚以上送付された場合	令和元年 6月12日（水）	東部教育事務所 総務・給与担当 （FAX不可）
別紙2	1 特別徴収に該当するが、 税額通知書が届いていない 場合 2 特別徴収に該当しないが、 税額通知書が届いた場合		同上 （FAX可）

注 なお、「異動等（転出・再採用等の臨任含む）があった者の分を回送する場合」に該当する異動者の税額通知書を転出先へ回送する期限は、令和元年6月10日（月）《必着》です。

担当：総務・給与担当 福井
電話：048-737-2727
FAX：048-737-2812